

5 リスク管理方針書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	4	第3章	2	No. 11	各種調査の不備リスク	各種調査の不備リスクとして「本組合が実施した地形・地質等現地調査に不備がある場合」は貴組合のリスク分担となっております。提示されている入札資料からは、土壤汚染が有ることは読み取れません。本計画地に対しての土壤汚染対策法第4条の「土壤汚染状況調査」は不要と考えてよろしいでしょうか。	土壤汚染の懸念はなく、調査命令は出ないものと考えていますが、届出はこれからとなります。
2	7	第3章	2	No. 36	住民対応リスク	リスク負担が事業者所掌となっておりますが、貴組合の責によるものについては、貴組合の負担としていただけないでしょうか。	質問はリスク管理方針書No. 37に対するものと理解します。No. 37の「リスクの内容」を「事業者が行う建設、運營業務に関し事業者の責により住民よりクレームがあった場合」と変更します。
3	7	第3章	2	No. 39	第三者賠償リスク	「建設に伴って発生した事故や他施設等に及ぼす劣化及び破損等の賠償」が事業者所掌となっておりますが、事業者の責によらないものについては、貴組合の負担としていただけないでしょうか。	事業者の責によらないと組合が判断した場合は、事業者の責を問いません。
4	9	第3章	3	No. 60	性能未達成リスク	事業者の責による項目であり、貴組合による復旧費の負担は無いとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	9	第3章	3	No. 62	施設損傷リスク	「事業者の責によらない場合、本施設の破損に伴う費用増大」のリスク当事者が事業者（運営）となっておりますが、本リスクは事業者の責によらないものであるため、貴組合所掌との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ご指摘のと通りの訂正いたします。
6	9	第3章	3	No. 62	施設破損リスク	リスクの内容の項目の事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項（リスク）に欄に事業者の責によらない場合と記載があり、対象となる契約及び契約に含む内容の文章内では本組合は事業者に対して生じた損害を賠償するとの記載がございます。リスク当事者は、貴組合が○（運営事業者の○は削除）と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ご指摘のと通りの訂正いたします。
7	9	第3章	3	No. 66	物価変動リスク	物価変動は1.5%を超える場合は改定されるとありますが、職員給与等への反映性向上のため、1.0%に見直し頂けないでしょうか。	リスク管理方針書に記載のどおりとします。

5 リスク管理方針書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
8	10	第3章	3	No. 72	住民対応リスク	リスクの内容の項目の事業推進に影響を及ぼす可能性のある事項（リスク）に欄に本組合の責による場合との記載があり、対象となる契約及び契約に含む内容の文章内も本組合が負担するとの記載がございます。 リスク当事者は、貴組合が○（運営事業者の○は削除）と考えてよろしいでしょうか。併せて対象となる契約及び契約に含む内容の項目のタイトルが事業者の責に該当する各規定と記載がございますが、貴（本）組合の責に該当する各規程など適切な名称に修正をお願い致します。	お見込みのとおりです。リスク分担者及び契約書及び契約に含む内容の項目のタイトルにつきましても適切な名称に修正します。
9	10	第3章	3	No. 72	住民対応リスク	主分担が運営事業者となっていますが、対象となる契約及び契約に含まれる内容に「本組合の責により生じた要求水準の未達、債務不履行等に伴う住民からのクレームへの対応に要する経費は本組合が負担する」とあることから、主分担は貴組合と考えてよろしいでしょうか。	No. 8の回答を参照してください。
10	10	第3章	3	No. 74	第三者賠償リスク	施設の運営に伴い事業者の責に帰する事由により第三者に損害が生じた場合は、事業者が当該損害を賠償するとありますが、貴組合の責に帰する事由の場合は、貴組合が当該損害を賠償し、帰責事由が明らかにならない場合は、不可抗力のNo. 70にある1%を事業者が負担を採用するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の責によらないと組合が判断した場合は、事業者の責を問いません。なお、この場合において不可抗力による損害の規定は適用しません。
11	10	第3章	3	No. 77	周辺環境の保全リスク	施設の運営に伴い事業者の責に帰する事由により貴組合に損害が生じた場合は、事業者が当該損害を賠償するとありますが、貴組合の責に帰する事由の場合は事業者負担はなく、帰責事由が明らかにならない場合は、不可抗力のNo. 70にある1%を事業者が負担を採用するとの理解で宜しいでしょうか。	事業者の責によらないと組合が判断した場合は、事業者の責を問いません。なお、この場合において不可抗力による損害の規定は適用しません。